

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成30年9月28日（金） 10:03～11:38

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長
亀田 忠彦 副委員長
池田 慎久 委員
中川 崇 委員
井岡 正徳 委員
森山 賀文 委員
岩田 国夫 委員
和田 恵治 委員
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
末光 総務部長
上田 危機管理監
中川 産業・雇用振興部長
山本 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 9月定例県議会提出予算議案について

＜会議の経過＞

○西川委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、欠席はございません。また、池田委員、井岡委員はおくれるとの連絡を受けていますので、ご了承願います。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より3日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知をいただきたいと思います。

本日は1名の方から傍聴の申し出がありますので、入室していただきます。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

○和田委員 その他の事項で質問したいと思います。

私は本会議の代表質問で、人口減少問題を質問しました。知事から答弁をいただいておりますが、それについて再質問は何もやっておりません。そういう意味で深める立場から、再質問をさせていただきます。

人口減少について、特に人口減少によって、どのような県民ニーズがふえてくるのか、人口減少対策をどう考えているか、あるいは人口拡大対策をどうするのかと質問しました。知事から高齢者の医療提供体制、地域包括ケアシステムについて答弁をいただいています。また、若者が県外に出ていかないように、定着ということで雇用の問題を取り上げての答弁でした。このような取り組みはぜひとも頑張って取り組んでいただきたいと思うわけですが、その中で、提案しているのは、人口減少社会が今進んでおりますが、5年後、6年後、10年後にはもっとひどくなるのではないかと。真剣にしっかりと腰を据えて、この問題に取りかかる必要があります。人口減少対策会議的なものやっつけていく、会議的なものを設置することが必要だと提案をしております。

そこで、基本的なことについて、まず皆さん方、理事者側はどう認識しているのか、お尋ねしたいと思います。

戦後期のベビーブーム時代の人たちが、私が昭和24年3月生まれですから、6年後といえ、ちょうど74歳、75歳のときになります。このベビーブーム期の世代が後期高齢者に突入します。そのときが第1段目の大変なときということで人口構成を取り上げました。日本の65歳以上の人口、あるいは奈良県の人口に至っては、3分の1の県民が65歳以上を占めるというのです。これでは、何よりも身近な私たち県議会議員としての立場から言えば、県の財源はどうなるのだろうか。このような支え手が少なくなるのではないかと。そこで、支え手となる生産年齢人口、年少人口はそれぞれどれだけのなか、わかっているならば示していただきたい。

それから、人口減少の社会について、先ほど高齢者の問題や若手の問題で、人手不足の問題などを一部示していただいておりますが、それ以上にいろいろなことについて、それぞれ答えられる内容があれば答えていただきたい。

○舟木政策推進課長 本県では、平成27年12月に2060年までの人口推計と将来展望を示した奈良県人口ビジョンを、政策推進課が中心となって取りまとめましたので、その人口ビジョンでわかる範囲でお答えしたいと思います。

先ほどの人口構成の話です。直近の国勢調査が2015年、平成27年に行われましたが、そのときの奈良県総人口が136万4,000人余り、構成を申し上げますと、15歳から65歳の生産年齢人口が80万2,681人、65歳以上の老年人口が39万2,000人余り、15歳以下の年少人口が16万9,500人余りとなっています。

先ほど、和田委員が75歳になったときとおっしゃいましたが、その年を2025年とさせていただきますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計が出ています。あくまでも推計値ですが、2025年には奈良県の総人口が126万4,000人余り、先ほどの2015年の人口と比較すると、9万9,000人のマイナスとなっています。約10万人減少するということです。15歳から65歳までの生産年齢人口が70万2,824人、65歳以上の老年人口が42万580人余り、15歳以下の年少人口が14万1,163人。2025年の、あくまでも推計値ですけれども、そのような構成になっています。以上です。

○和田委員 人口が減少した場合の、ずっと人口が減少していくときに、5～6年後、あるいは10年後を、それぞれ理事者側として考えていないのかどうかを聞きたいと思うのですが、各部長も、まだ回答の用意がないようですから、村井副知事に答えてもらったほうが、総括的に返事が出るのではないかと。

○村井副知事 恐らく、今、和田委員がおっしゃった話は、各部局でどういう施策かということもあるかと思いますが、今後の予算審査特別委員会の中で、それぞれまたご質問いただければ、幾つか具体的な案や策は出ると思います。

私から申し上げられるのは、人口減少の緩和は、奈良県だけの話ではなく、全国で人口を取り合うわけにもいきませんので、全国的な話としてまず捉えることが一つ大きなことかと思っております。

その上で、知事も答弁で、奈良県はやはりベッドタウンということで、人口が急激にふえましたので、それが一気に高齢化することで、高齢化の速度が非常に速いという特徴を持っているということを認識しながらになるかと思っています。そういう意味ではポストベッドタウンの施策、対策が必要だということを申し上げたと思います。

特に、和田委員も最初に述べられましたけれども、地域包括ケアシステムで、その前提

になるのは、一つは高齢者のための医療提供体制の充実が大事なことだと思いますので、そういう施策です。それ以外では、働きやすい奈良県にする、子育てしやすい、職を見つけやすいという働く場所をつくり出していくことも大事な施策とっております。そのほか、財源はどうなるのかという話もありましたけれども、当然、人口減少になると、今実施しているいろいろな行政サービスの効率性がやはり悪くなっていく。それは県も市町村も同じですけれども、そういうことに対して先手を打って、今進めている奈良モデルのいろいろな取り組みがありますので、これをさらに進めて、地域行政の効率化、行政サービス水準を維持することもあわせて進めていきたいと考えています。以上です。

○和田委員 今、答弁をいただいたの中の地域包括ケアシステムの問題ですが、例えば地域包括ケアシステムは24時間の介護体制を構想に描きながら、主に在宅介護を展開、推進していこうという取り組みだと思います。そうしたら、この在宅介護が5年後、10年後に、果たして思うような形で進むのかどうか。この老老介護は、今はできているのでしょうか。老老介護の問題は、24時間の在宅介護を期待する、家族の支えが必要だ、若者の人手が必要だと、こういうことを念頭に入れているわけだから、果たして地域包括ケアシステムはうまく機能するのかどうなのかが問題になってきます。とすれば、財政支出をするにしても、財源は今おっしゃったように、生産年齢人口がぐっと少なくなっていくわけだから、税金を納めていただく県民の力が弱体し、少なくなってくる。こういう問題が出てくると思うのです。例えば、今、地域包括ケアシステムのことを言いましたが、既に高校再編の問題が出ています。これも若者、15歳から18歳の年齢の子どもたちがどんどん少なくなっていっているから、高校再編はどうしても進んでいくことになります。そういう意味で、教育委員会も、きょうは産業・雇用振興部、農林部も来ていただいておりますが、そういうことが予想できないのかどうかを尋ねさせていただきました。ですから5年後、10年後も人口減少はとても重要な問題として考えていただきたい、このように思います。

それから、市町村から、人口減少対策についてどのような問い合わせや要望が寄せられているのでしょうか。紹介をいただきたいと思います。

○舟木政策推進課長 ことしの3月に、先ほど申し上げました国立社会保障・人口問題研究所の推計値が発表された中で、各市町村の数字も取り上げられました。人口減少のワースト10に奈良県内の市町村が5町村入ったということで、新聞紙上がにぎわいました。それに関連して、いろいろな情報が飛び交いましたが、人口減少に関連して、いろいろ問

題があるからという情報は政策推進部局には入っておりませんが、一つ、総合戦略の関係で申し上げますと、各市町村が地方創生総合戦略を策定している中で、まち・ひと・しごとに関連してのいろいろな施策で、まちのにぎわい、仕事場づくりなどを目指して地方創生交付金を活用して、市町村でさまざまな事業をされておられます。申しわけございませんが、詳しくは市町村の担当部局でお問い合わせいただきたいと思います。以上です。

○和田委員 産業・雇用振興部では、人口減少に伴っての人手不足や事業継承の問題など、人口減少にかかわっての意識で問い合わせは出ていますか。

○中川産業・雇用振興部長 市町村から、特に、人口減少ということで問い合わせ等はありませんが、いずれにしても人口が減少するという状況はわかっていますので、そのために奈良県では企業立地をして、県内の働く場を少しでも確保したいと進めている次第です。また工業ゾーンという形で新しい工業団地をつくったり、あとは、県内企業の社長が集まる会合にいろいろ行かせていただいて、私が話をさせていただくのは、これからますます若い世代の方が減少するので、しっかり企業経営に向けて、早い段階から今まで施設や設備の投資はされていましたが、やはり人材確保について早くから投資をしてくださいということは、これは私見ですけれども、皆さんにお願いをしている次第です。いずれにしても、奈良県内で少しでも働く場を確保することによって、奈良県の活性化と活力が弱まるのを少しでもとめていきたいと思っております。以上です。

○和田委員 人手不足の問題は、景気に左右される場合の人手不足と、人口減少という長期的な観点からの人手不足の2種類があると思うのです。そのように明確に整理をしながら、人口減少という長期的な問題を捉えて人手不足がどうなのかを探らなければいけないと思うのですが、そういう観点から5～6年後、あるいは10年後の人手不足の状況を調査したり、大体の数値はつかんでいますか。

○中川産業・雇用振興部長 人手不足関係の、例えばアンケートなどは、今まで行ったことがないので、これから考えていかなければならないことだと思います。

いずれにしても、県内の高校の卒業生も含めて、県内企業に少しでも就職していくためにあの手この手、いろいろやってきています。また、大学生に対してもアプローチをしておりますので、まずそれをしっかりやっていきたいということです。

ただ、和田委員がおっしゃるように、10年後になると輩出される学生が少なくなり、先ほど申しましたように、なかなか今までどおりいかないということで、社長にも、これから長い目で人手確保について考えてくださいということと、政府で、外国人雇用につい

て新しい施策が出そうですので、県内企業にもどういう状況になっているのかをしっかりとお伝えし、有効に活用していただきたいと考えています。それが、いつきのことになるか、これから将来、長い間、そういう形になるのかわかりませんが、いずれにしても日本の若手、特に生産年齢人口の占める割合が減っていきますので、日本全体としての話になると思いますけれども、日本の活力を維持するために対応していかなければいけないと思っております。以上です。

○和田委員 今、起きている現象で、人手不足については人口減少の観点から、皆さん方に啓発あるいは警鐘を鳴らしていただいておりますが、人口減少については、今の中学生の人数や小学生の人数も既にわかっている。そうしたら、6年後の高校卒業生数といえば、今の中学1年生の数からわかります。5年後、6年後には、どれだけの高校の卒業生が出て、会社に就職をするのかわかるので、人数が一体何人減ったのかということは出ます。そのようにして、人手不足の問題については、具体的に人口の数、つまり供給と需要の人数の差をはかっていかなければいけないのではないかと思うのです。そういう意味で、村井副知事に先ほど答弁いただきました。人口の問題は本当に対策をしっかりと取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、あと1点、地方創生総合戦略は、奈良県の人口ビジョンに基づいて作成しているのかどうかについて村井副知事に、答えられる範囲で答えていただきたい。

○村井副知事 今、2点あったと思いますけれども、1点目の人手不足の問題については、ついこの間までは働き口がないという逆の現象が出ていますので、どちらかというところ、今の景気の波の影響が今は大きいのかと思いますが、大きなトレンドで見ると働き手である生産年齢人口が減っていくことは間違いありません。和田委員がおっしゃったように、今の小学生を見れば何年後の人数はわかるというのは、そのとおりです。それを見きわめながら、そして産業も、あるいは農業も含めてですけど、効率的に、今、IoT等いろいろなものが入ってきていますので、従来どおりの働き方ではなくなっているということも考え合わせて施策を組み立てていく。もちろん、県単独でできる話ではなく、国全体の話でもありますけれども、県、市町村合わせて、そういう施策を組んでいくことが大事かと思えます。

2点目の、人口ビジョンと地方創生総合戦略との関係です。同時期につくったということとは間違いありません。両方相まってということになってはいますが、厳密に言いますと、人口ビジョンに応じた、的確にそれを反映した地方創生総合戦略という、人口が5,00

0人減ったから、ここはどういうところまで厳密にしているものではないと認識しております。以上です。

○和田委員 意見を申し上げておきたいと思います。どの部局も、人口減少数に基づいて、統計的な需要をまだはかっていないと感じました。そういう意味で、繰り返しますけれども、私はぜひとも、人口との関係で、需要と供給の状況がどうなのかをこれから5年後、10年後の状況をにらんでかかっていってもらいたいとお願ひしたいと思います。これで人口減少にかかわる質問を終わります。

○今井委員 それでは、お尋ねします。

1つは税の徴収の問題なのですが、滞納の回収が年々向上してきているのが、数字であらわれておりますが、実は私のほうに、年金を差し押さえられたという相談がありました。資料を送っていただいたのですが、この方の場合は、病気のために市・県民税を納められなかったということで、滞納している市・県民税が24万8,100円、それに関する手数料が300円、延滞金が31万3,900円ということで、56万2,300円の支払いをしろと来ているわけです。年金が2カ月に1回27万円ですので、本来年金からはそういう差し押さえはできないと思いますが、市・県民税の滞納の場合は、年金からでもできると。ただ、生活費の分は保障しなければいけないというルールがありますので、税金や保険料を差し引いて、14万5,000円を抜いて、プラス生活費を入れた分は差し押さえられないというルールではないかと思ひます。そうなりますと、27万円ですので、1カ月13万5,000円ですから、差し押さえで、この最低生活の基準を下回っている状態で生活できないという話があるわけなのですが、これについて個別の事案になりますけれども、滞納の処理をする場合に、このようなルールをきちんと守って、本来、納めてもらうものは納めてもらう。けれども、その人の払える力も考慮するべきではないかと思ひますが、今、どんな形で税の徴収が行われているのか、お尋ねしたいと思います。

○野村税務課長 税の徴収についてのお尋ねです。

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税があるわけですが、賦課徴収権限は個人県民税の部分は、市町村に法定委任されております。個人県民税は、奈良県税収のうち約4割を占める非常に貴重な税源です。また住民税は応益原則、負担分任の原則ということで、日常の県民の皆様方が生活する上で、非常に貴重な財源にもなっております。こうした中で、税収を確保することは私たちの責務です。納期内に納付いただいている大多

数の納税者の方々との公平性を確保しなければなりません。また、税収を確保することも当然大事です。そうした中で、法に基づき、そして個別の滞納の状況に基づいて、基本的に市町村で滞納処分をしていると理解しております。

当然ながら、担税力があるということで税金がかかっておりますので、基本的に国税徴収法等の法令にのっとりた形で滞納処分を進めさせていただいているところです。以上です。

○今井委員 その都度、自分の事情はこうだと相談していたと聞いておりますけれども、それでも延滞金は払わなければいけないということになっているのでしょうか。

○野村税務課長 延滞金の徴収については、滞納者の事情、例えば災害、昨今多くある風水害などの事情があれば減免すると。また、病気など個人的な事情があった場合に減免するということです。ただ、それもルールにのっとりたものであり、基本的には納期内納税者との公平性を確保するために、延滞金は徴収することになっております。

また、延滞金の中身については、公平性確保のためのペナルティー部分と、遅延損害金的な部分があります。こうした中で、延滞金利率が定まっているところです。以上です。

○今井委員 きちんと法に基づいて、市町村でも実施できるように、県としてもよく指導していただきたいと、お願いしておきたいと思います。

それから、今、和田委員からも人手不足の話がありましたけれども、働き方の問題で質問したいと思います。県庁職員の働き方に、私は非常にこだわってきました。奈良県の最大の職場である県庁が働きやすかったら、県内の市町村や企業にも大きな影響を与えるのではないかとということでこだわってきましたが、昨年、紹介させていただいた事例の中で、タイムカードに打刻された時間と残業手当で支給される金額との間に52時間の乖離があったと紹介させていただきました。その後、県庁でもさまざまな取り組みをされたことと思いますが、現状、その点は改善されたのか、また長時間労働などもどのように改善されたのかについて、お伺いしたいと思います。

○乾人事課長 県庁の働きやすい職場づくり、働き方改革についてのご質問がありました。乖離の部分について改善が見られたというご報告も兼ねて、答弁させていただきます。

今井委員にご指摘いただきました、県庁の在庁時間と超過勤務手当の時間、いわゆる手当時間ですけれども、その乖離の問題について、おおむねの傾向を把握するため、平成29年度にサンプル調査を実施しました。この結果については、さきの6月の総務警察委員会で当時の総務部長よりご報告したところですが、改めてご報告させていただきます。

職員1人当たり1月の在庁時間の平均は、23.6時間でした。それに対する手当時間、超過勤務手当時間は、14.1時間で、差し引きの乖離部分は、時間数にして9.4時間となっています。ちなみに、昨年ご報告した平成28年度分における乖離時間は14.8時間でしたので、5.4時間、率にして36%の減少となっています。少しわかりやすくするため、一月20日勤務したということで、1日当たりの時間数も出しています。1日当たりに直しますと、在庁時間が1時間10分、手当時間が42分で、乖離時間が28分となります。先ほど申し上げた一昨年分の乖離時間が44分でしたので、1年間で16分減少している状況です。1日当たりの乖離時間の分布の調査もさせていただきました。平成28年度と平成29年度の比較ですが、平成28年度に乖離時間が1時間以上あった職員が全体の31%であったところが、平成29年度は6%に減少しています。人事課としては、取り組みの結果、乖離時間等々がおおむね減少傾向にあると思っているところです。以上です。

○今井委員 改善されてきているということは理解できましたが、やはり乖離がない状態に、ぜひ今後、さらにしていただきたいに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、障害者の雇用のことで、今回、国でも大きな問題になりました。中央省庁で障害者雇用の水増しが行われており、昨年で、年間3,000人に上っていたと。国の行政機関で雇用されている障害者は6,900人と公表されておりましたので、半分近くが水増しされたという状況です。

この障害者の雇用の問題は、1976年の身体障害者の雇用促進法が改定されて以来、雇用が義務づけられてきましたので、40年にもわたり、こうした不正が続いてきたというのは、それだけ障害者の方の雇用が奪われたということにもなると思ひます。

奈良県でも、この障害者の水増し問題が公表されましたが、128人分を算入して、54人が手帳を持っていなかったと言われておりますが、全国一障害者の雇用率が高いと言っている県ですので、やはりこの点はきちんと全国の模範になるようなやり方にさせていただきたいと思ひます。質問は、県庁の障害者雇用の問題です。県庁の障害者の採用について、障害の種類はどのような障害の方を雇用対象にしているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○乾人事課長 県庁における障害をお持ちの方の雇用についてのご質問です。人事課ですので、知事部局等に限ってのご回答をさせていただきます。

もともと、奈良県では障害者枠という、対象を限った採用を以前から行っていました。まず、身体障害をお持ちの方の採用については、県内に居住されている方を対象に、平成3年度から人事委員会で、身体障害者を対象とした奈良県職員採用選考試験を実施しています。ちなみに、今年度も人事委員会で、採用予定人数は2名程度で募集しています。9月20日までの募集期間で、2名の募集のところ8名の応募があったと聞いています。また、知的障害についても、対象を限った採用をしています。これについては、就労が可能な職場、業務等を洗い出した上で、平成19年度から2～3年に1度、人事課で選考試験という形で採用しているところです。平成4年以降、身体、知的合わせまして、退職者も含みますが、合計51名の採用をしたところです。以上です。

○今井委員 この障害者の雇用率の中に、精神障害者も含まれてきたと思いますが、精神障害者の採用については、どのようなお考えなのでしょうか。

○乾人事課長 精神障害者の方も確かに算定にカウントすることになっています。実際、採用で障害者枠は設けておりませんが、雇用のカウントの中に含まれている方も若干名いらっしゃるのには確かです。知的障害者の方を対象とした採用もそうですけれども、まず、どのような公務職場でそういう方が働いていただけるか、仕事を洗い出した上でということが大事かと思っています。当然、障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、視野を広げて検討していきたいというのと同時に、障害をお持ちの方はもちろん、お持ちでない方も、それぞれの能力を最大限発揮できる職場づくりを一義的にはまず整えていきたいと思っています。以上です。

○今井委員 やはり働く人が少なくなっているという現状の中で、障害のある人も、女性の雇用も、そうした方々が持てる能力を十分に発揮できるような働き方をできるようにしていくことが、より働く人が少なくなる中で重要な戦力になっていくのではないかと思いますので、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例を奈良県は制定しておりますので、ぜひ県庁でも、障害者の雇用、精神障害者も含めた雇用について実現できるようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

この点で、村井副知事で何かありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

○村井副知事 今、人事課長が答弁したとおりですし、今井委員がおっしゃったとおりです。法の趣旨を十分に尊重して、どのような公務職場で採用が可能かということも、前向きに幅広に検討、研究していきたいと考えます。以上です。

○今井委員 お願いしたいと思います。

それから、女性の問題ですが、ことしは議場の前に座っている理事者に女性の方がいらっしやらないという現象がありまして、やはり県がどのように女性を位置づけているかということの一つの象徴にもなるかと思って、少し寂しい思いをしているのですけれども、女性の管理職は今、奈良県でどんな状況になっているのか。今後、拡大されるような方向になっているのかをお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 女性管理職の登用ということでお答えします。

県でも、平成28年度に特定事業主行動計画を定めました。その中で女性管理職比率について、平成33年4月が目標年次ですけれども、課長級以上で10%、課長補佐級以上で15%を女性が占めるようにという目標を設定させていただきました。

平成30年4月の実績をご報告させていただきます。計画との対比ですけれども、策定前が平成27年4月で、それに比べて課長級以上で1.7ポイント、課長補佐級以上でも1.5ポイント上昇し、平成30年4月現在で、課長級以上の目標10%に対して8.5%、課長補佐級以上の目標15%に対して12.4%の現状値となっています。行動計画の中で、重要な2本の柱をつくっています。まずは、制度や職場環境を整えるということ、あと、職員の意識や組織風土の改善ということで、2本の柱で取り組んでいるところです。

若干、お時間をいただき具体的に申し上げますと、職場環境の整備といいますと、先ほどの障害者雇用とも関連するかもしれませんが、持てる能力を最大限発揮できるような職場環境ということで、例えばフレックスタイム制度の導入や、テレワークの導入等々を広げていっているところです。また、意識の啓発、組織風土の改善というところで、研修等を含めた意識改革や、男性も育児参加するために、リーフレット等を配付するなど、男女ともに子育てしながら働きやすい職場づくりの醸成を図っているところです。このような取り組みを進めることで、引き続き女性管理職比率のアップにつなげていきたいと思っています。以上です。

○今井委員 奈良県の男女共同参画計画を見ますと、全体で女性管理職の割合を20%にするという目標になっており、県では、課長級以上で10%、課長補佐級以上で15%ということですので、全県の目標よりも県が低いというのは、私はおかしいのではないかなと思っておりますので、積極的な登用を応援していきたいと思っています。

次の質問ですが、防災拠点の問題です。本当に、いつ、何が起きてもおかしくない状況になってきております。県の広域防災拠点施設についても、今、進めていただいております。

すけれども、実際、その進捗はどれぐらいになっているのか、果たしていつぐらいにそれが実現できるのかについてお尋ねしたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 防災拠点についてのご質問です。

奈良県では、これまで南海トラフ地震等の発生を想定して、大規模な災害対応の中心的役割を担うことができる広域防災拠点の検討を進めてきました。また、ことしに入り、各地で災害が続いていることから、県民の命を守るため、広域防災拠点の必要性を再認識しているところです。

現在、検討している広域防災拠点は、災害発生の際に、被災者の捜索・救助ができること、また支援物資の仕分けと輸送等の後方支援ができることなど、活動を支える機能を備える必要があると考えています。また、資機材などの災害の活動に役立つ備蓄品や施設も必要であることから、老朽化した消防学校を新たに併設することも検討しております。また、奈良県は津波被害が見込まれないことから、和歌山県、三重県等への後方支援拠点としての機能発揮も可能であると考えており、紀伊半島を支援できる多数の人員や物資等の搬送が可能な大規模な広域防災拠点としての機能も検討する必要があると考えております。今後、関係機関とも調整を行いながら、できる限り早期に広域防災拠点が整備できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○今井委員 私は、来年ぐらいから着工するなど、もっと早いイメージを持っていたのですが、まだまだ時間がかかりそうな感じがするわけですが、心配しているのは、消防学校がかなり老朽化しており、宿舍は耐震化ができていないと聞いているのですけれども、災害があるときに、消防学校が果たしてもつのかという心配もありますので、消防学校については、現状施設の補強などは検討されているのか、お尋ねしたいと思います。

○向井消防救急課長 消防学校については、県が五條市に整備を予定をしている広域防災拠点の一面に新たな消防学校の整備を行いたいと考えております。ただ、ご質問いただいたとおり、現在、宇陀市にある消防学校については、本館と屋内訓練場が耐震性を有していないという状況です。広域防災拠点の整備とあわせて消防学校の移転を計画しておりますが、新しい消防学校が完成するまでの間の職員や学生の安全対策を最優先に考え、現行施設の耐震化、仮設施設の整備などの必要な措置について、現在、関係課とともに検討を進めている状況です。以上です。

○今井委員 それについては、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、農林の関係で質問させていただきますが、本会議で宮本議員も質問した平群の小菊の仕分けの問題です。非常に手間がかかると言われており、奈良県に菊がないときは沖縄県がつくっていると聞いておりますが、沖縄県では、菊の種類を選別するような機械もあるということなのですが、高価な機械だということです。奈良県のリーディング品目に小菊も位置づけられていますので、県としてもそうしたものを応援していただく必要があるのではないかと考えております。これについて今、何かご検討されておりましたら、お尋ねしたいと思います。

○田中農業水産振興課長 平群の小菊の出荷・調整作業の省力化については、非常に重要なことだと認識しております。先ほど今井委員がおっしゃったのは全自動選別結束機といまして、収穫した小菊の下葉をとって、茎の長さそろえて、ひもでくるような作業を自動で行う機械で、沖縄県でも導入が大分進んでいると聞いています。平群の産地からも話は聞いており、具体的に生産者からの要望がありましたら、国庫補助事業の活用も含め、導入を支援していきたいと考えております。以上です。

○今井委員 ぜひお願いしたいと思います。

それから、中央卸売市場について、今リニューアルをする方向で検討されていますが、台風21号で9時間停電がありました。私は冷蔵庫がどうなっているのか大変心配でしたので、問い合わせをしてみましたら、冷蔵庫をあけず、冷気を逃がさないように対応したので、何とか持ちこたえたと聞いています。しかし、今後どんな事態になるかわからないという中で、県民の台所という大事な場所になると思いますので、代替電源を設置するべきではないかと考えておりますが、この点について県のお考えはどうでしょうか。

○原マーケティング課長 今井委員のご質問のとおり、冷蔵庫等で9時間ほどの停電がありました。冷蔵庫については、扉をあけないという対策で温度を保つ。関係者によりますと、約30時間ぐらいはもつと聞いております。近畿府県も確認をしており、冷蔵庫を運営している会社等でも同様の、扉をあけないという形で、現在は対応しているという状況だと把握しております。

ただ、おっしゃったように、いろいろ災害が多いご時世ですし、今後、中央卸売市場については再編整備も行っていきます。防災拠点としての機能を持たせることも計画としては考えていかないといけないと思っておりますので、今年度進めている市場再整備基本計画策定の中で、どういったことが考えられるか検討したいと思っております。以上です。

○今井委員 災害があったときでも、中央卸売市場にはきちんと食料が確保されていると

いう状態にしていだきたいと思っておりますので、ぜひ、代替電源の設置などを検討していただきたいと要望しておきます。

最後に、森林環境譲与税と森林経営管理法の関係ですが、今、奈良県では森林環境税がありまして、手が届かないような森林の伐採などに使われておりますが、国の東日本大震災の復興財源が切れるということで、それを森林環境に充てると、森林環境譲与税を国でもするという事になっております。全体で600億円、当面200億円という予算が組まれておりますが、奈良県にどれぐらい割り当てがあるのか、それから今の森林環境税との関係はどのようになっていくのかを伺いたいと思っております。そして、税金が割り当てられた場合に、各市町村が独自で森林の管理、施業放置林などこれまで手がついていなかったところの集積や管理をしていくことが、森林経営管理法の中に含まれるわけですが、奈良県の小さな町村で受け皿としてどれぐらいできるのかということが心配をされております。県はそれに対してどういう支援をしていただけるのかをお尋ねします。

それから、森林がない自治体にも森林環境譲与税が交付されるということですが、例えば公共施設を木質化する場合などに、そうした森林環境譲与税が使うことができるのかについても教えていただきたいと思っております。

○大谷森林整備課長 今井委員からお尋ねの森林環境譲与税、来年から国が創設される税について、回答させていただきます。

まず、県に来年度から配分される割り当て額については、先ほど今井委員がおっしゃった当面、全国で200億円となっております。配分される額については、来年度、県に配分される額と市町村に配分される額を合わせて4億円ほどとなっております。それで、配分額の算出根拠となっているのが、市町村それぞれの人工林の面積割合が約50%、林業就業者の数に合わせて20%、それぞれの市町村での人口割合で30%という基準で配分されることとなっております。

それと、森林のない市町村等への事業についてのお尋ねですが、この森林環境譲与税につきまして、昨年度、12月に国では税制改正大綱を出して、その中で市町村での事業の範囲を示しております。その内容は、市町村で行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及び促進に関する費用に充てるということになっており、範囲としては、森林、林業、木材産業に関するかなり広い範囲の事業が可能となっております。その中で、森林のない市町村については、例えば人材の育成や、普及啓発、公共施設の木質化等への事業に充てることが可能となっております。以上です。

○阪口林業振興課長 来年から施行される森林経営管理法に係る市町村の支援についてのご質問がありました。

森林経営管理法については、市町村の責務として経営管理が適切に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものと規定をされております。例えば、市町村の意向調査や、林業経営に適さない森林を直接市町村が管理するなどであります。しかし、多くの市町村には林業振興を担当する専任職員がいないこともあり、体制もさまざまであることから、県としてきめ細かな支援が必要と認識しているところです。このため、市町村に対しては、これまで3回説明会を開催し、林野庁の担当者にも県に来ていただいて、法律の概要や法施行に伴う市町村業務について説明するとともに、6月には全市町村と個別ヒアリングも実施をしたところです。また、来月の10月23日には、森林所有者への意向調査の方法など、具体的な事務の進め方に関する市町村説明会を開催する予定であり、引き続き、法律の円滑な施行に向けて、積極的に支援していきたいと考えております。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。新しい方向でいろいろ動いていきますので、県としても細かな支援をぜひしていただきたいと思っております。

全体的なことで、一言言わせていただきたいのは、県の機構が非常に煩雑過ぎて、一体どの仕事をどこの部署でやっているかが、非常にわかりづらいということがあります。これについてはどこをどうとは言えませんが、ぜひ県の中でもその点については考えていただきたいとお願ひしておきたいと思っております。

○井岡委員 それでは、質問させていただきます。

私は、今井委員が今言われたように、その話を最後に持ってこようかと思っていました。職員間の調整不足を最後に副知事に聞きたいので、覚悟しておいてください。

まず初めに、農業のことからです。奈良県の農業は暗渠排水や低地配管などがあって、軟弱野菜や果樹、イチゴなどで小規模でやって収益を上げることと、もう一つは農地の集約をして米づくりを行う。この2つしか、もう生き残る道はないだろうと。せつかく近くに大消費地がある奈良県は、九州など地方と違って、道の駅をオープンしても売ることがないという状態が結構多いので、その辺も今度またやっていただくということで。この農地集約化についてですけれども、1反、2反持っている方や、5反も持っている方が農地集約化で農地中間管理機構に貸し出すと。その場合に、集落営農にと全部貸し出してしまったと。実は、1点相談があったのが、全部貸し出してしまったから、農家住宅を建てようと思ったら建てられないということが出てきました。これは、4月ごろからそう

いう問題があったので、農林部の方にどうしたらいいのかと相談をしておりましたが、なかなか解決策が見つからない。現在、農家住宅というのは10アール、1,000平方メートルの農地を耕作していなければならない、999平方メートルだったらだめです。その10アール全部を貸し出してしまったら、自分のところは耕作していないから、農家住宅の農家証明をもらえないという。これは国の問題だろうけれども。実際、こういうことがふえています。今度、農地集約化で、これからどんどん農地を集約化して貸し出して、借りてやっていただくためにも、やはり注意喚起が必要ではないのかと思いますが、この辺の違法状態になるのではないかということについて、ご返答をお願いします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 農家住宅についてのご質問です。

農家住宅を所有し続けるには、井岡委員お述べのとおり、10アール、1,000平方メートル以上農地の耕作を継続していることが必要です。

都市計画法においては、病気などで農家が耕作できなくなった場合には特例的に農家住宅を所有し続けることが認められると聞いております。井岡委員お述べの農地中間管理機構である、なら担い手・サポートセンターが農地を預かる相談を受けたときに、農家住宅をお持ちであるかどうかについてよく確認するように、今後、センターに注意を促していきたいと考えております。あわせて、市町村や農業委員会にも周知を図っていきたいと考えております。

○井岡委員 これ以上言うと問題になり過ぎるので、このぐらいにしておきます。貸し出す場合には周知徹底をしていただいて、せめて10アール以上残しておく。現時点でも、少しおかしな話ですけども、今後考えていただきたいと思っています。

この話のついでで申しわけないのですがけれども、企業立地のことについてもそうです。企業立地で、調整区域で近所の人が工場を建てたいという場合の相談が、結構数多くありますし、また、市街化編入の中で、まず農地転用ができるか、基盤整備の補助金をもらっているかなどを調べるのが一番先ですよ。それを調べないで、あとになって、これはあきません、農地転用はできませんとか。部局間の連携ができていないから私は相談をよく受けるのだけれども、これはだめ、これはだめ、これはいい、これはだめと、この部局間の調整不足が目に見えるように思います。これはやはり、私はそんなに賢くはないけれど、今まで事例をいっぱい、16年も事例をこなしているからまだわかることであって、県庁の職員は多分2年ごとにかわられるということがあって、担当部局も縦割りです。国も縦割りなら、県庁も結構縦割りなところがあるので、その辺の調整を図って、もう少し知識

を高めてもらって、これはだめだと言う前に、よその部局と相談しながら行くのが、こんなことは言いたくはないけれど、また昼からも少し言いたいことがあるのですが、あまりにも最近目に余る、目に余ると言ったら失礼ですけれども。相談事があったら、もう少し県民目線で考えていってもらわないと、これは法律でぼんと、だめですと言われるような行政では、奈良県はやはり、知事も言っているように、これからすばらしい奈良県をつくるためにいろいろなことを考えていかなければいけないから、その辺を副知事に、何かお答えをいただいて質問を終わります。

○村井副知事 大変重要な点を、井岡委員からご指摘いただいたと認識をしております。国、県、市町村もあるかもしれませんが、縦割りの弊害という問題と、それからいろいろな施策、事業の調整などの問題は常にありますけれども、特に今おっしゃったような土地の関係や新規の施策で、そういう問題が出るということを私も認識をしております。

県では、県民目線に立って、県民のニーズがいかなるものかということを中心にアンケート調査等をしてしながら施策を立てておりますが、それにあわせて組織の改編についても、まずは今、県の重要施策は一体何かという推進の視点から、あるいは逆に、縮小する部分はどこかということを中心に考えながら、そしてまた本庁と出先機関の意思疎通を十分にできるようにということもあわせて考えながら、心して取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森山委員 私からも簡潔に2点、質問させていただきます。

1点目は、先ほど来上がっている人手不足に関係することで、外国人留学生について質問させていただきます。何日か前に、大阪府内の専門学校へ通う外国人留学生が留学ビザの更新が求められないなどとして、100名以上が退学になったということがニュースで上がっておりました。外国人留学生の留学目的はもちろん就学なのですが、最近増加している専門学校へ通う留学生を、いわゆる足りない労働力の穴埋め的な存在として長時間働かせて摘発されるというようなニュースも耳にします。こういうことはしっかりと取り締まりをして根絶することは当然のことですけれども、留学生も日本へ来て、生活していかなければいけませんから、生活資金の確保や学費の返済などのために、一定時間内のアルバイトは認められているのです。

では、今、県内で学校へ、あるいは生活拠点を置いている外国人留学生は、生活資金を得るために、どういうところでアルバイトをしているのかと少し調べてみましたら、奈良県の場合、隣の大阪でアルバイトをする留学生が割と多いと聞きました。考えられること

は、大阪なので時給が高いということもあるでしょうし、大阪のアルバイト先の情報量も奈良に比べて多いのではないかとということも考えられると思います。今、県内の求人倍率を考えたときに、たくさんの事業所が人手不足で困っているという状況があります。いろいろな手だてを打っているところですが、そういうときに県が専門学校や留学生と情報共有や情報提供することによって、留学生にとっては、県内の安心できるバイト先の情報もふえて、県内事業所にとっても人材確保につながって、ウイン・ウインになるのではないかと期待が持てるのではないかと考えております。その辺の外国人留学生の情報共有や情報提供について、今、県内はどういう状況になっているのかについて、質問させていただきます。

○水谷雇用政策課長 外国人留学生への求人情報の提供について、お答えします。

森山委員お述べの留学生については、法務省が発表している在留外国人統計によると、平成29年12月現在、全国で31万1,505人、県内では1,081人在留されています。在留資格は留学で、国内の大学、高校、専門学校等での教育を受ける活動となっております。留学生のアルバイト等の就労については、国内で長期間滞在する場合、滞在中の生活費を必要とする方もいらっしゃいますので、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内、週28時間以内となっておりますが、入国管理局において資格外活動の許可を得た上で報酬を受ける活動が認められております。

アルバイトの求人情報についてですが、ハローワークにおいてアルバイトの求人情報が公開されております。外国人でも、日本人と同様に閲覧できるようになっています。また、日本語のできる外国人の方は個別に就職相談に来られても、県内ですぐに対応ができますが、日本語のできない方については、ハローワークで特定日を設けて、英語、ポルトガル語等の通訳の方を配置して対応されています。県として、どのような対応ができるかは、今後、勉強していきたいと考えております。以上です。

○森山委員 これからも、この外国人留学生は、しばらく増加する傾向にあると思うのです。県内でも、そういう専門学校がまた新たに立ち上がったたりもしていくと思います。そういう中で、先ほどハローワークがいろいろアルバイトの情報提供をしていただいているということですが、県が積極的にかかると、俗に言うブラック企業などとのつながりも減っていくのではないかと期待も持てるのではないかと。外国人留学生にとって安心できることはふえると思うのです。これからまたふえていく外国人留学生の安心のためにも、また県としてパイプを太くして行って、情報もふやしていただきたいと思います。

思います。1問目はこれで結構です。

次の質問に移ります。また、あす、あさって台風が来ると言われていますが、前回の台風21号で、県内に限らず、非常に多くの停電が起きました。台風21号によって停電をした県内の状況や原因など、全般的なことについてまず教えていただきたい。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 9月の台風21号においては、県内北部から南部にかけて、山間地域を中心に大規模な停電が発生しました。9月4日17時の時点が、最も規模が大きくなっており、14市町村で約5万1,000軒の停電が発生したところです。

原因としましては、強風による倒木のために配電線が切れたことや、電柱自体が強風で損傷したことなどによるものです。以上です。

○森山委員 約5万件と、非常に多く停電をしたということです。その中で、民間施設もあれば住宅施設、公的施設もあるということです。県有施設について質問したいのですが、延べ床面積が1,000平方メートル以上の県有施設は、県下に53カ所あるということでした。その中で、台風を含めて災害が起こったときに、救護活動を行ったりする拠点になる避難所が、そのうち14カ所あるということです。先ほども代替電源の話がありましたけれども、そういう公的施設で停電が起きたときには、大きなところには自家発電設備が整備されていて、それが速やかに動くことが求められます。今まで、災害が割と少ない間は、例えば熊本地震であつたり、最初の大きな災害が起きたときには非常電源が稼働するだろうと思っていたところ稼働しなくて、2次災害が起きてしまったということもあつたと聞いております。こういう時代ですから、いつ、台風や地震などの自然災害が起きるかわからない中で、公的施設、特に拠点になるようなところの非常用電源が、いざというときに稼働しなかったら何の意味も持たないということになってきます。今回の台風で、県有施設は53カ所あるということでしたけれども、停電は起きたけれども、自家発電設備は問題なくきちんと稼働したのかをお答えください。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 県有施設のうち、消防用設備に係る自家発電設備がある、延べ面積1,000平方メートル以上の県有施設は53カ所あります。今般の台風により停電が発生したのは、そのうち4カ所です。

4カ所のうち1カ所については、別系統の電気がありますのでそちら側に切りかわつたと、残り3施設については、自家発電装置の作動により特に業務に影響はなかったと聞いております。以上です。

○森山委員 それは何よりです。先ほども言いましたように、これから自然災害がふえていく中で、災害拠点となる施設で2次災害が絶対に起きないようにするために、定期点検等を継続して行っていただくことがとても大切になってくると思いますので、今回の台風21号はそのようなことがなくてよかったです。あさってに来る台風24号はどういう被害になるのか心配なところがありますけれども、そういう2次被害が起きないように、これからも注意して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○中川委員 総務部の関係で1点質問します。

今回の補正予算の資料を見ておりましたら、財源の内訳で寄附金として950万円上がっております。こちらは、企業版のふるさと納税かと思うのですが、どのような企業で、何社ぐらいから見込んでいるのか。そして、企業版ふるさと納税の関連で、収入の確保に向けて、奈良県としてどのような取り組みをしているのかをお伺いします。

○舟木政策推進課長 企業版ふるさと納税についてです。平成30年度における本県への企業版ふるさと納税が見込まれる企業数は3社です。

先ほど、中川委員がおっしゃった950万円の補正予算については、千房株式会社から900万円の寄附があるほか、まだお名前は公表しておりませんが、もう1社からの50万円の寄附を見込んで、補正予算の事業をさせていただこうというものです。

もう1点、どのような活動をということですが。現在、寄附を頂戴している企業については、奈良県に創業地がある、創業者が奈良県出身者である、あるいは工場・支店等が県内に立地しているなど、奈良県にゆかりの企業から、今年は3社からの寄附を予定をしているところですが。以上です。

○中川委員 企業版のふるさと納税は、私も研究しているところで、よりよい政策についていってもらえたらと思っております。

あと1点、通告をしていないのですが、農林関係で情報提供までにとまって、質問させていただきます。通告をしていないので、農林部長の思いなどを聞けたらと思っております。

何かといいますと、先日、青年会議所の近畿地区大会が葛城市と香芝市でありました。西川委員長が、かつて理事長を務められた葛城青年会議所を中心として開催したのですが、そちらで、木の玉プールなども提供いただきまして、大変盛況に終わりました。その大会をきっかけにして、実は、大和橋が大阪の御堂筋に植樹されるという動きにつながっております。

奈良県のブランド品もその場で何かアピールできないかというところで、大和橘の原木や、料亭でも使っている橘こしょうを持っていったり、ハンドクリームをその場で実演したりなどをしておりました。そこで、大阪の観光関係の地位の高い方々の目にとまり、なおかつ委員会のメンバーで訪問して、奈良県で大和橘を使って何か展開を考えているので、何か知恵をかしてくださいと相談をしたところ、御堂筋で、もともとかんきつ類をこれから植樹しようと思っていたと、何かいいものがないかなと考えていたのだと。大和橘は奈良県のブランドでもあるけれども、日本の固有のブランドでもあると。そういった観点から、また木自体も大変いいものですので、植樹に向けて動くことになったといういきさつがあります。奈良県のブランド品、奈良県発祥のブランド品は、いろいろあると思うのですが、近隣府県において新たな展開を迎えるということもありますので、そういったことにも目を見開いて、情報収集しながら、奈良県のブランド品の発展につないでいてもらいたいと思っております。

奈良県発祥のブランド品について、農林部長の思いや意気込みについて、聞かせてもらいたいと思っております。

○山本農林部長 中川委員がおっしゃいますように、ブランド化は非常に大切で、ブランドの後ろに物語がついていくような品物が、非常に魅力的と考えております。大和橘は、たしか明日香村で取り組んでおられるように聞いています。そういったものを、特に近隣である大阪の市場等に向けて出荷することは非常に奈良県の農業振興のために必要と考えておりますので、ぜひとも機会を捉えて、販路を拡大していきたいと考えております。以上です。

○中川委員 私は経済労働委員会ではないので、農林部は余り詳しくなく、細かいところまでは承知しておりませんが、あしたも狩猟関係のイベントを、大学で実施するというのを承知しております。いろいろなものを見ながら、また勉強をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○西川委員長 その他、ありませんか。

○和田委員 農林部も入っているようですので、私も1つ質問をさせていただきます。

漢方メッカの推進の問題です。漢方のメッカの推進について、ようやく今、5年間の取り組みで成果が出始めたようです。この成果の上に立っての話ですが、中国産が主に輸入の中の大きな比重を占めているようですが、その2倍ぐらいの価格である。生産量をもっとふやすことで、国内産の価格を、奈良県の大和トウキの価格を抑える、低くすること

ができないのか、生産量の拡大に伴う価格の問題です。

もう一つは、せっかく大和トウキが軌道に乗り始めたということですから、医薬品でほとんど頑張っていたいただきたいわけですが、この見通しがどうなっているのかを示していただきたい。

それから、もう一つ、ブランド化が大変重要だとおっしゃいました。そのとおりだと思います。大和トウキの場合は、このブランド化を目指すことが必要ではないかと思うのですが、それが可能なのかどうなのかについて質問します。

1つ、情報提供ですが、大和橘は明日香村で頑張っていて盛んにされておりますが、桜井でも1カ所、1,000本の植木ができました。そのことを情報提供しておきます。

○田中農業水産振興課長 私からは、大和トウキの生産量の拡大に関して、答弁させていただきます。

統計データですけれども、大和トウキの栽培面積については、平成24年には119アールだったのですが、新たな生産者が入ったこともあり、平成28年には419アールと増加しております。しかし、今までやっていたいた熟練の農業者が高齢化によって減少したこともあり、収穫量自体は、平成28年は2.4トンぐらいで、一番問題なのは、10アール当たりの収量が179キログラムから102キログラムと減少している、これが一番の課題かと思っております。県においては、大和トウキの増産に向けて、生産者の栽培技術の向上と平準化が必要と考えており、昨年度、平成29年度に大和トウキの栽培マニュアルを作成しました。これに基づいて実証ほ場を県として設置し、普及指導員等の巡回による栽培技術指導を実施するほか、生産者に対して生産情報交流会を開催するなど、栽培技術の普及の推進を行っているところです。

今後とも大和トウキ増産に向けて、研究や普及、また、我々行政が連携して努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○梅野知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト、企業立地、統合本部担当）兼産業・雇用振興部次長 私からは、大和トウキの根及び葉、茎の販売の課題等についてのご質問に対するお答えです。

まず、大和トウキの葉と茎については、平成24年度に食品の扱いとなっており、ドレッシングやお菓子等の加工品として、また、そのまま生の葉としての流通が現在行われております。販売に際して、まだまだ知名度が低いという課題もあります。これについては、各種のイベント等も活用して、知名度アップに努めていきたいと思っております。

もう1点、大和トウキの根ですが、こちらは医薬品としての許認可や承認が必要です。販売に関しては、その生産、流通において薬の製品という形になりますので、一定量の根の確保が必要になってきます。もしそれが確保できない場合は原材料の不足という形で、販売の段階で欠品等が出てくるという課題も認識しているところです。これに対しては、根の安定供給が非常に大事になってくると思っております。ただ、これは農作物ということもあり、ことしのような厳しい天候で左右されるなど、難しい面もあるかと思っておりますが、先ほど農林部からもお答えしましたけれども、効率的な育成等に努めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

ブランド化につきましては、大和トウキの優位性を成分等でいろいろ研究しております。それによって、ほかのトウキと違うというところを出していきたいと思っておりますので、今その研究を受けた形での製品開発等を考えておりますので、またその点、いろいろな形で見守っていただきたいと思ひます。以上です。

○西川委員長 ほかにございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもって歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わりたいと思ひますが、各委員におかれまして、総括質問される部分がありますか。

○和田委員 人口減少問題です。

○西川委員長 人口減少問題ですね。

ほかに、ございませんか。

それでは、午後1時より、福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、こども・女性局の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

しばらく休憩いたします。